

平成26年6月12日

株 主 各 位

札幌市中央区北二条西九丁目1番地
株式会社ジーンテクノサイエンス
代表取締役社長 河 南 雅 成

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北二条西七丁目
道民活動センタービル（かでの2・7）10階 1040会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第14期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.g-gts.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府と日本銀行が一体となった金融政策により円安・株高が進み、企業収益の改善や個人消費の回復など目に見えた効果が表れました。加えて、2020年の東京オリンピック招致も決定し、中長期的にも景気浮揚の期待が膨らみました。しかし、年度後半は、国内では「アベノミクス」の第三の矢である具体的な成長戦略が明示されず経済政策が金融的な手法に留まり、国外では米国が金融引締めに変換したことで新興国経済に減速をもたらしました。さらに、国際政治では日中・日韓問題に加え、ウクライナ情勢の混迷が新たな火種となっております。

一方、当社が業を営む医薬品業界は、高齢化に伴い増加する社会保障に最も密接に関わる分野であり、アベノミクスの第三の矢である成長戦略の大きな柱と捉えられております。当社は、成長戦略における医療分野の具体的施策に注目しており、日本経済において医療分野が産業の柱として明確に位置付けられることを期待しております。

このような状況の下、バイオ後続品事業において、当社が製薬企業と共同開発してきた好中球減少症治療薬「G-CSF」が、日本で最初のバイオ後続品として、平成25年5月から富士製薬工業㈱と持田製薬㈱によって国内販売が開始されました。また、第2、第3弾のバイオ後続品への取組みとして、平成25年8月に伊藤忠ケミカルフロンティア㈱とバイオ後続品を共同開発するための資本業務提携を行い、平成26年1月には㈱三和化学研究所とダルベポエチンアルファのバイオ後続品について国内での共同開発契約を締結するなど、着実にパイプラインの構築を進めることができました。当事業年度は、G-CSFの各医療機関への導入が順調に進んだことから、当社の原薬販売についても計画を達成することができ、バイオ後続品事業の売上高は301,348千円（前年同期比397.8%増）となりました。

一方、バイオ新薬事業におきましては、自社開発を強化するため、経済産業省の平成25年度「個別化医療に向けた次世代医薬品創出基盤技術開発（国際基準に

適合した次世代抗体医薬等の製造技術) 補助事業」の採択を受けて、次世代抗体医薬の研究開発に着手いたしました。バイオ新薬事業では前年同期に引き続き売上高を計上できておりませんが、将来への仕込みを着実に進め、テーマの付加価値を高めて製薬企業とのアライアンスに結び付けるよう努めてまいります。

さらに、平成26年2月に中国を代表する製薬企業であるGlobal Pharm Holdings Group Inc. と業務提携について基本合意し、ヘルスケア関連事業の立ち上げに着手しております。当社は、ヘルスケア関連事業を短期収益化事業と位置付け、医薬品開発企業の弱みである短期の業績改善への取組みをより積極的に進めてまいります。

これらの結果、売上高は301,348千円(前年同期比397.8%増)、営業損失は512,429千円(前年同期は358,097千円の営業損失)、経常損失は516,780千円(前年同期は373,657千円の経常損失)、当期純損失は519,301千円(前年同期は377,047千円の当期純損失)となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、バイオ後続品のパイプライン拡充を目的として、平成25年5月1日付で、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合を割当先として第1回転換社債型新株予約権付社債(発行価額の総額1,200,000千円)及び第2回新株予約権(発行価額の総額15,040千円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額1,599,966千円)の発行を行い、1,215,040千円の資金を調達いたしました。なお、第1回転換社債型新株予約権付社債のうち425,000千円については、当事業年度において転換請求が行われました。

また、当社は、平成25年8月5日付で伊藤忠ケミカルフロンティア(株)とバイオ後続品の共同開発を目的とした資本業務提携契約を締結し、平成25年8月22日付で同社を割当先とする第三者割当増資により201,790千円の資金を調達いたしました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期 (当事業年度)
売 上 高(千円)	109,280	207,124	60,534	301,348
経 常 損 失 (△)(千円)	△274,877	△317,602	△373,657	△516,780
当 期 純 損 失 (△)(千円)	△277,646	△320,992	△377,047	△519,301
1株当たり当期純損失(△) (円)	△27,461.43	△26,810.15	△238.20	△240.15
総 資 産 (千円)	431,086	508,070	922,429	1,886,777
純 資 産 (千円)	314,408	341,355	888,008	1,052,839
1株当たり純資産額 (円)	28,579.95	26,392.14	426.70	441.61

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(4) 対処すべき課題

① バイオ新薬の開発

バイオ新薬事業では、ライセンスアウト先が望むデータを揃え、ネットワークやビジネスチャンスを最大限に活用して、早期にライセンスアウトを実現させることが重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

イ 抗α9インテグリン抗体（開発番号：GND-001、対象疾患領域：免疫疾患、がん）への取組み

本開発品については、既に科研製薬㈱へライセンスアウトしておりますが、当社は引き続き同社との共同研究において、商業化に向けた大量生産の製法開発や対象疾患を絞り込むための研究を進めております。

一方、同社は国内外の開発権を有しておりますので、海外でグローバル展開を加速するためには欧米の製薬企業との提携についても積極的に検討する必要があります。よって、当社は同社を支援し、早期に海外展開できる提携先を確保したいと考えております。

- ロ 低分子ヘパリン・トリエタノールアミン（開発番号：GND-006、対象疾患領域：循環系疾患）への取組み

ヘパリンは、抗凝固作用を有することから、抗血栓薬として用いられており、巨大マーケットを形成しております。当社は、本開発品について、動物実験において局所的抗血栓剤としての効果を確認いたしました。また、その薬効データを客観的に訴求するために、共同研究先の大学にて論文とし、専門誌に掲載いたしました。

ライセンスアウトにおいては、既存のヘパリン製剤とは異なる投与経路による差別化を強調した提案資料をもとに、日米欧の製薬企業へのライセンス交渉を開始いたします。

② バイオ後続品のパイプライン拡充

バイオ後続品については、ブロックバスターのバイオ医薬品が増加するとともに特許期間の満了を順次迎えることから、大きな市場が見込まれております。当社は、G-CSFの開発において培った経験とノウハウをさらに発展させることで、バイオ後続品のさらなる拡充が可能であると考えております。新規バイオ後続品の拡充に取り組むことは、当社が継続的に企業価値を高めていくために重要であることから、目的が合致する製薬企業と早期に提携関係を構築し、経営資源を集中して効率的な開発を心掛けてまいります。今後は、バイオ後続品市場も競争の激化が見込まれることから、コスト及び製品競争力などを鑑みて、開発品目を選定していくことも重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

- イ G-CSF（開発番号：GBS-001、対象疾患領域：がん）への取組み

当社が開発してまいりましたG-CSFのバイオ後続品は、平成25年5月に日本国内において上市されました。さらに、当該医薬品の経済価値を最大化するために、早期に欧米やアジア市場での開発に着手すべくレギュレーションの調査を、販売面では2014年度中の契約締結を目標に海外製薬企業との導出交渉を開始しております。

- ロ PEG-G-CSF（開発番号：GBS-010、対象疾患領域：がん）への取組み

当該医薬品は、G-CSFにPEG（ポリエチレングリコール）を修飾することで、投与回数を減らし効果の持続性を増すなど、高付加価値を付与した次世代型G-CSFであります。また、先発品の市場ではG-CSFを大きく上回り、約4～5

倍の規模となっております。

当該医薬品の原料が既に日本で上市しているG-CSFであることから、これを有する点で当社は他社に比してアドバンテージがあります。また、当社はPEG-G-CSFの原薬製造プロセスを既に確立し、先発品との同等性・同質性に関する良好なデータを得ておりますので、これを訴求データとして海外製薬企業との早期の提携を実現し、企業価値向上のためのバリューチェーンの構築に注力してまいります。

ハ 製品の競争優位性の確保

バイオ後続品は、原薬の品質とコストが重要課題になりますが、製品の使い勝手（ユーザビリティ）が市場優位性を左右いたします。そこで、当社では、原薬製造の供給体制及びコストに関わる製造委託先との製法開発に注力し、さらに、製剤においても医療現場や患者の使い勝手に優れた製品を目指し、デバイス企業との共同研究や委託研究などの開発体制の構築にも積極的に取り組んでまいります。

ニ バイオ後続品の選定

バイオ後続品の開発は、売上上位のブロックバスターが注目されますが、当然ながら競合先も多くなります。そこで、ブロックバスターではあるがそれほど注目されていないバイオ医薬品もあることから、このような競争原理が働きにくいニッチ的なバイオ医薬品を選定し、それらのバイオ後続品についても積極的に開発していく所存であります。

③ 提携による事業推進とバリューチェーンの構築

当社は、成長著しいバイオ医薬品の開発に注力し、がん領域や自己免疫疾患など治療薬がない疾患を対象とするバイオ新薬の開発に取り組んでまいります。しかしながら、当社の経営資源には限りがあることから、経営資源を補完し得る企業と提携して事業推進を図る必要があります。

一方、バイオ後続品の開発において、当社は韓国企業をはじめとする提携先のネットワーク網が充実しており、製造委託先についても、密接な人的交流により、ネットワークの形成と充実を図っております。また、世界的大手製薬企業がバイオ後続品にも取り組み始めておりますので、差別化できる製剤などの提案を行い、世界的大手製薬企業とのアライアンスを締結していく必要があります。さらに、バイオ後続品を中心にネットワークの構築を鋭意進めており、各バイオ後続品の開発を具体化させるべく、対外的交渉を積極的に進めており

ます。今後、これらのバイオ後続品を開発するために必要な契約などを整備し、開発の具体化と加速を図ってまいります。

以上のように、当社はバイオ新薬及びバイオ後続品の両面において積極的に対外的交渉を実施し、提携による事業推進とバリューチェーンの構築を図ってまいります。

④ ネットワークの強化

提携による事業推進とバリューチェーンの構築を円滑かつ迅速に進めるためには、社外とのネットワークをより積極的に構築し、情報集約力を高め、ネットワーク内の経営資源を有効に組み合わせることで最大のシナジーが得られるよう、当社がリーダーシップを発揮することが重要であると考えております。

また、ファブレス型のベンチャー企業であることの強みを活かし、ネットワーク内の経営資源を最適に組み合わせ、単独では解決することが難しい課題に対して迅速かつ積極的に提案し、課題解決を図ってまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社が円滑に社外ネットワークを構築していくためには、当社の社会的信用を維持・向上させていくことが重要であると認識しております。当社の取引先の多くは上場企業など社会的信用のある会社や公的研究機関であり、対等な取引関係を維持していくためには、当社にも相応の社会的信用が必要になります。

このような観点から、当社は小規模組織ではありますが、十分な信頼が得られるよう内部管理体制の強化を図ってまいります。また、コーポレート・ガバナンスを構築し、全てのステークホルダーのニーズに対して組織的かつ的確に対応できるよう、経営の透明性を高めてまいります。また、内部統制の強化についても、経営の効率化に留まらず、コンプライアンス体制を強化し、経営の健全化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容

区 分	主 な 内 容
医 薬 品 開 発 事 業	<ul style="list-style-type: none">・ バイオ後続品の開発・ バイオ新薬の開発・ 医薬品開発における受託サービス業務・ 医薬品開発におけるコンサルティング業務

(6) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
東 京 事 務 所	東京都中央区
大 阪 事 務 所	大阪市北区
研 究 所	札幌市北区（北海道大学創成研究機構生物機能分子研究開発プラットフォーム推進センター内）

(7) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
13名	5名増	51.5歳	3.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて5名増加しておりますが、その主な理由は、研究開発部門の増員によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,384,105株

(3) 株主数 3,468名

(4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	225,105 株	9.44 %
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	67,100	2.81
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合	47,000	1.97
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	41,900	1.76
谷 雅 史	40,800	1.71
長 瀬 産 業 株 式 会 社	40,000	1.68
北洋ベンチャーファンド2号投資事業組合	33,300	1.40
富 士 製 薬 工 業 株 式 会 社	30,000	1.26
コラボ産学官ファンド投資事業有限責任組合	28,000	1.17
星 野 芳 徳	27,000	1.13

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した第1回新株予約権

新株予約権の数	540個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式	54,000株	
	(新株予約権1個につき	100株)	
新株予約権の払込金額	無償		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり	100,000円	
	(1株当たり	1,000円)	
権利行使期間	平成20年11月16日から 平成28年11月15日まで		
新株予約権の行使条件	(注) 1、2		
役員等の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数	330個
		目的となる株式数	33,000株
		保有者数	1名
	使用人その他	新株予約権の数	210個
	目的となる株式数	21,000株	
	保有者数	1名	

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の取得事由が生じたときは、取締役会の決議により当該新株予約権を行使できるか否かを決定することができる。ただし、上記に関わらず、当該新株予約権は、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転において、当社新株予約権者に当該新株予約権に代わる新株予約権を交付することが定められなかった場合は、会社法に定める新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日正午において行使できなくなる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

2. 当社は、次の事由が生じたときは、新株予約権を取締役会決議により無償で取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併に関する契約書、当社が分割会社となる吸収分割に関する契約書若しくは新設分割に関する計画書、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転に関する計画書が株主総会で承認されたとき
 - (2) 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失したとき
 - ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタント、その他当社と継続的な契約関係
 - (3) 新株予約権者に下記に該当する事由が発生したとき
 - ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社の事前の承認を得ず、当社と競合する業務に関わった場合
 - ③ 法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けた、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出した若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあった場合
 - ⑦ 解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
3. 使用人その他が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものであります。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① 平成25年2月28日開催の取締役会決議及び平成25年4月26日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した第2回新株予約権

新株予約権の数	80個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 847,440株 (新株予約権1個につき 10,593株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 188,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 19,999,584円 (1株当たり 1,888円)
権利行使期間	平成25年5月1日から 平成30年4月27日まで
新株予約権の行使条件	(注)
割当先	第三者割当の方法により、本新株予約権の全部を ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合 に割り当てた。

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各新株予約権の一部行使はできない。

② 平成26年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

新株予約権の数	118個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 11,800株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 53,400円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 250,000円 (1株当たり 2,500円)
権利行使期間	平成26年4月1日から 平成31年3月29日まで
新株予約権の行使条件	(注)
保有状況	割当対象者 当社取締役、監査役及び使用人 新株予約権の数 118個 目的となる株式数 11,800株 保有者数 12名

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも8,000円(必要に応じて適宜調整されるものとする。下記(2)、(3)について同じ。)を上回った場合に、本新株予約権の行使が可能になるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも10,000円を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額で1年以内に行使しなければならないものとする。
- (3) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、いずれかの連続する5取引日において金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも1,200円を下回った場合、上記(1)、(2)の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (5) 新株予約権者が割当日以降1年以内に当社を退職した場合、本新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降は、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

③ 平成25年2月28日開催の取締役会決議及び平成25年4月26日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債の残高	775,000,000円(注)1
新株予約権の数	31個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 410,487株(注)2
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注)3
権利行使期間	平成25年5月1日から 平成30年4月26日まで
新株予約権の行使条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てた。

- (注) 1. 各社債の金額は金25,000,000円の1種とし、各社債に付する新株予約権の数は1個とする。
2. 新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、当該新株予約権に係る社債の払込金額の総額を転換価額1,888円(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。
ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 南 雅 成	
取 締 役	三 ツ 木 勝 俊	CFO
取 締 役	飯 野 智	株式会社ウィズ・パートナーズシニア・マネージング・ダイレクター ナノキャリア株式会社社外取締役 株式会社アドバンスト・メディア社外取締役
取 締 役	藤 澤 朋 行	株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター
常 勤 監 査 役	林 昭 彦	
監 査 役	森 正 人	森会計事務所所長
監 査 役	甚 野 章 吾	甚野公認会計士事務所所長 北斗税理士法人代表社員所長 札幌監査法人代表社員 株式会社北の達人コーポレーション社外監査役

- (注) 1. 取締役飯野智及び取締役藤澤朋行の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森正人及び監査役甚野章吾の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 平成25年4月26日開催の臨時株主総会において、飯野智及び藤澤朋行の両氏が取締役に、林昭彦及び甚野章吾の両氏が監査役に選任され、平成25年5月1日付でそれぞれ就任いたしました。
4. 平成25年5月1日付で取締役上野昌邦、監査役長谷川嘉一及び監査役庄司正史の各氏が、平成25年9月30日付で取締役CTO蒲池信一氏が辞任いたしました。
5. 監査役森正人及び監査役甚野章吾の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区	分	人	数	報酬等の総額
取	締	役	4名	35,050千円
監	査	役	5名	11,850千円
合	計		9名	46,900千円

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は3名4,800千円であります。なお、社外取締役に対する報酬等はありません。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与を3名2,430千円支給しております。
3. 平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議しております。
4. 取締役飯野智及び取締役藤澤朋行の両氏は、無報酬の取締役であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役飯野智氏は、株式会社ウィズ・パートナーズのシニア・マネージング・ダイレクター、ナノキャリア株式会社及び株式会社アドバンスト・メディアの社外取締役であります。株式会社ウィズ・パートナーズが運営管理する投資ファンドが、当社の株式、第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権を保有しております。なお、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役藤澤朋行氏は、株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ダイレクターであります。同社が運営管理する投資ファンドが、当社の株式、第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権を保有しております。
- 監査役森正人氏は、森会計事務所所長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- 監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員所長、札幌監査法人代表社員及び株式会社北の達人コーポレーションの社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	飯 野 智	在任中のほぼ全ての取締役会に出席し、主に経営戦略面での発言を行っております。
	藤 澤 朋 行	在任中の全ての取締役会に出席し、主に事業開発面での発言を行っております。
社 外 監 査 役	森 正 人	当事業年度開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に財務、会計及び内部統制面での発言を行っております。
	甚 野 章 吾	在任中の全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に財務、会計及び内部統制面での発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、監査役は取締役の職務の執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監視する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程及び機密管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、リスク管理責任者並びにリスクへの対応手続を明確化することで、部署横断的なリスク管理体制を構築する。定期的にリスク管理に関する情報共有の場を設け、リスクを低減するための施策を講じるほか、実際にリスクが顕在化した場合には、リスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等についてリスク管理責任者が検討を行い、直ちにトップマネジメントその他の関係者に報告される体制とする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策定される年度事業予算及び中期経営計画に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全

役員に配付される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づいて権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、コンプライアンス企業倫理規程を制定し、行動基準の周知を図るとともに、コンプライアンス規程を制定し、万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、速やかに監査役、顧問弁護士及びトップマネジメントに報告される体制を構築する。また、これらの実効性を高めるため、定期的に研修会を開催し、コンプライアンスに対する関心と知識の向上を図るものとする。同時に、内部通報制度を導入し、法令及び定款に違反する行為を早期に発見できる体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査を担当する内部監査室を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ② 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ③ 内部監査部門の活動状況
- ④ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ⑤ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

- ⑥ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ⑦ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的を開催するものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、毅然とした態度で、組織的に対応することとする。

この基本方針を徹底するため、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部とし、管理部が外部専門機関から随時情報を収集し、当該情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策規程及び関連マニュアル等を制定し、不当要求や働きかけに備えるものとする。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,881,956	流 動 負 債	50,058
現金及び預金	1,610,244	未 払 金	38,115
売 掛 金	148,932	未 払 費 用	4,246
前 渡 金	111,803	未 払 法 人 税 等	6,300
前 払 費 用	1,211	預 り 金	1,396
そ の 他	9,764	固 定 負 債	783,880
固 定 資 産	4,820	転換社債型新株予約権付社債	775,000
有形固定資産	552	退 職 給 付 引 当 金	8,880
建 物	0	負 債 合 計	833,938
工具、器具及び備品	552	純 資 産 の 部	
無形固定資産	285	株 主 資 本	1,031,497
商 標 権	285	資 本 金	1,571,290
投資その他の資産	3,983	資 本 剰 余 金	1,474,557
長期前払費用	299	資 本 準 備 金	1,474,557
差入保証金	3,683	利 益 剰 余 金	△2,014,349
資 産 合 計	1,886,777	その他利益剰余金	△2,014,349
		繰越利益剰余金	△2,014,349
		新 株 予 約 権	21,341
		純 資 産 合 計	1,052,839
		負 債 純 資 産 合 計	1,886,777

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		301,348
売 上 原 価		141,984
売 上 総 利 益		159,364
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		671,793
営 業 損 失		512,429
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	610	
為 替 差 益	26	
雑 収 入	57	694
営 業 外 費 用		
社 債 発 行 費 等	918	
株 式 交 付 費	3,973	
雑 損 失	153	5,045
経 常 損 失		516,780
税 引 前 当 期 純 損 失		516,780
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,520
当 期 純 損 失		519,301

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計
		資 準 備	本 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,239,895	1,143,161	1,143,161	△1,495,048	△1,495,048	888,008	
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	331,395	331,395	331,395			662,790	
当 期 純 損 失				△519,301	△519,301	△519,301	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	331,395	331,395	331,395	△519,301	△519,301	143,489	
当 期 末 残 高	1,571,290	1,474,557	1,474,557	△2,014,349	△2,014,349	1,031,497	

	新株予約権	純 資 産 計
当 期 首 残 高	—	888,008
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		662,790
当 期 純 損 失		△519,301
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21,341	21,341
当 期 変 動 額 合 計	21,341	164,830
当 期 末 残 高	21,341	1,052,839

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費等

支出時に全額費用処理しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(3) 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務に基づき計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 6,328千円

(損益計算書に関する注記)

研究開発費の総額 412,927千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 2,384,105株

2. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,323,727株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして必要な資金を、増資等により調達しております。また、一時的な余資は、短期的な預金等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従って主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち100.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,610,244	1,610,244	—
(2) 売掛金	148,932	148,932	—
資産計	1,759,176	1,759,176	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	775,000

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
現金及び預金	1,610,244
売掛金	148,932
合計	1,759,176

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	3,134千円
研究開発費	98,528千円
繰越欠損金	627,014千円
その他	1,604千円
繰延税金資産小計	730,282千円
評価性引当額	△730,282千円
繰延税金資産合計	－千円

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	河南 雅成	(被所有)直接 0.7	－	ストックオプションの権利行使	12,000	－	－

(注) 平成18年11月15日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	441.61円
2. 1株当たり当期純損失	240.15円

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び本個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月30日

株式会社ジーンテクノサイエンス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	都 甲 孝 一	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日野原 克 巳	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年6月6日

株式会社 ジーンテクノサイエンス 監査役会

常勤監査役 林 昭彦 ㊟

社外監査役 森 正人 ㊟

社外監査役 甚 野 章 吾 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	河 南 雅 成 (昭和35年3月1日)	昭和58年4月 三谷産業(株)入社 平成12年2月 相模化成工業(株)出向 常務取締役 就任 平成14年1月 三谷産業(株)ケミカル事業部ファイ ンケミカル営業部長 平成14年9月 (株)免疫生物研究所入社 経営管理 室長 平成15年6月 同社取締役経営管理室長就任 平成16年5月 同社取締役就任 平成16年5月 当社代表取締役社長就任 (現任)	17,000株
2 ※	天 野 芳 和 (昭和29年11月16日)	昭和55年4月 富士写真フイルム(株)入社 平成19年4月 富士フイルム(株)ライフサイエンス 研究所研究部長 平成20年9月 同社オランダ研究所所長 平成22年3月 同社医薬品ヘルスケア研究所研究 部長 平成25年10月 当社入社 事業開発部部长 平成26年4月 当社執行役員研究担当部長 (現任)	一株

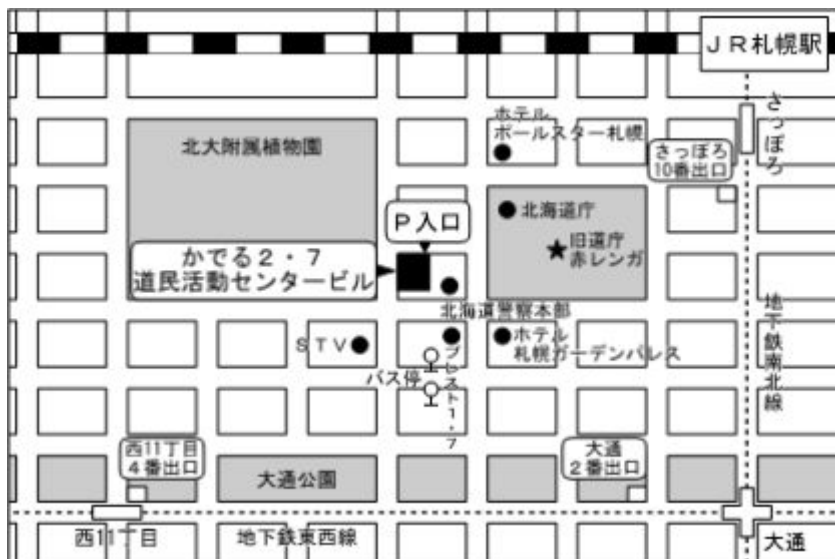
候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	三ツ木 勝俊 (昭和50年4月2日)	<p>平成12年10月 監査法人太田昭和センチュリー入所</p> <p>平成17年1月 (株)免疫生物研究所入社</p> <p>平成18年6月 同社取締役財務経理部長就任</p> <p>平成19年9月 (株)ほんやら堂入社 執行役員管理部長</p> <p>平成19年12月 同社取締役管理部長就任</p> <p>平成20年4月 (株)ティー・エム・ワイ入社 管理部長</p> <p>平成20年6月 同社取締役管理部長就任</p> <p>平成22年4月 同社取締役管理本部長兼経営企画室長就任</p> <p>平成22年6月 当社監査役就任</p> <p>平成22年7月 (株)ティー・エム・ワイ常務取締役就任</p> <p>平成22年10月 当社取締役就任</p> <p>平成23年10月 (株)ティー・エム・ワイ取締役就任</p> <p>平成23年10月 当社取締役経営企画室長就任</p> <p>平成25年5月 当社取締役CFO就任(現任)</p>	300株
4	飯野 智 (昭和40年7月9日)	<p>平成元年4月 (株)日立製作所入社</p> <p>平成12年3月 CSKベンチャーキャピタル(株)入社</p> <p>平成16年6月 同社取締役就任</p> <p>平成22年9月 (株)ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター</p> <p>平成24年3月 ナノキャリア(株)取締役就任(現任)</p> <p>平成25年4月 (株)ウィズ・パートナーズシニア・マネージング・ダイレクター(現任)</p> <p>平成25年5月 当社取締役就任(現任)</p> <p>平成25年6月 (株)アドバンスト・メディア取締役就任(現任)</p>	一株
5	藤澤 朋行 (昭和41年6月23日)	<p>平成4年4月 武田薬品工業(株)入社</p> <p>平成20年2月 同社事業開発部医薬ライセンスシニアマネージャー</p> <p>平成23年4月 同社医薬研究本部研究アライアンス室室長</p> <p>平成24年4月 (株)ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター(現任)</p> <p>平成25年5月 当社取締役就任(現任)</p>	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 飯野智氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、バイオベンチャー企業の事業提携やテクノロジーの探索・獲得の支援など、その経験を通じて培ったバイオベンチャー企業の経営の専門家としての視点を有することから、当社の事業経営に関する助言・指導を期待したためであります。
4. 藤澤朋行氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、製薬企業において医薬品の研究開発に携わり、特に事業提携及びライセンス関係において優れた実績を残されてきたことに加え、バイオベンチャー企業の経営の専門家としての視点を有することから、当社の研究開発及び事業経営に関する助言・指導を期待したためであります。
5. 飯野智及び藤澤朋行の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は1年となります。
6. 当社は、飯野智及び藤澤朋行の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北二条西七丁目
道民活動センタービル（かでの2・7）10階 1040会議室



交通 JR

・札幌駅…南口徒歩12分

地下鉄

・さっぽろ駅…10番出口徒歩7分

・大通駅…2番出口徒歩9分

・西11丁目駅…4番出口徒歩10分

車でお越しの株主様は、地下駐車場をご利用ください。